

## ○自立生活援助サービス費

基本部分		注			注	
		サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立生活援助計画が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	特別地域加算	
イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)	(1) 30:1未満	(1月につき1,556単位)	減算が適用される月から4月目まで × 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100	× 95/100	+230単位
	(2) 30:1以上	(1月につき1,089単位)				
ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 30:1未満	(1月につき1,165単位)	5月以上連続して減算の場合 × 50/100	3月以上連続して減算の場合 × 50/100	× 95/100	+230単位
	(2) 30:1以上	(1月につき816単位)				
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1月につき450単位を加算)				
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1月につき300単位を加算)				
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1月につき180単位を加算)				
初回加算		(1月につき500単位を加算)				
同行支援加算		(1月につき500単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)				